

Title	中華人民共和國全國人民代表大會及び地方各級人民代表大會選舉法
Sub Title	Electoral law of the People's Republic of China for the All-China People's Congress and local people's congress of all levels
Author	及川, 恒忠(Oikawa, Tsunetada) 石川, 忠雄(Ishikawa, Tadao)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1953
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.26, No.4 (1953. 4) ,p.64- 72
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19530415-0064

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.



中華人民共和國全國人民代表大會及び 地方各級人民代表大會選舉法

及 川 恒 忠
石 川 忠 雄

一
中華人民共和國中央人民政府委員會は、去る三月一日、「中華人民共和國全國人民代表大會及び地方各級人民代表大會選舉法」を公布施行した。

全國人民代表大會及び地方各級人民代表大會は、中國人民政治協商會議共同綱領第十二條に、「……人民が國家政權を行使する機關は、各級人民代表大會と各級人民政府である。各級人民代表大會は、人民が普通選舉の方法によつてつくり出す。各級人民代表大會は、各級人民政府を選舉する。各級人民代表大會の閉會期間中は、各級人民政府が各級政權を行使する機關となる。國家最高の政權機關は全國人民代表大會である……」とあることから明らかなよう

に、中華人民共和國における正規の中央及び地方政治組織の基礎をなすものである。しかるに、これら人民代表大會は、中華人民共和國が新民主主義國家として本格的な國家建設に出發する基礎的條件が未成熟であるという理由から今日まで實際には設置されず、過渡的措置として、中國人民政治協商會議が全國人民代表大會の職權を代行し地方各界人民代表會議が地方各級人民代表大會の職權を逐次代行するたてまえをとつてきた。したがつて、今回の新選舉法の公布施行は、過渡的的制度から正規のそれへ轉換する第一段階を示すものといふことができるのである。

このような處置がとられるに至つた理由としては、まず各界人民代表會議の設置にもなう所謂「民主建設」が人民代表大會を召集しても差支えない程度にまで發展したことが挙げられるであら

う。しかしそればかりではなく、一九五三年度の最大の課題である國家建設五カ年計畫の開始と新憲法の制定とに關連して、正規の政治體制をつくりあげることが必要とされたこともその重大な理由として指摘されなければならない。とくに憲法の制定は全國人民代表大會で行われることになっており、この意味において新選舉法の内容は中華人民共和國の將來にとつて重要な意味をもっているわけである。

因に、本選舉法は、本年一月十三日及び十四日の中央人民政府委員會第二十二次會議通過の「全國人民代表大會及び地方各級人民代表大會召集に關する決議」にもついで成立した選舉法起草委員會（主席周恩來）によつて起草されたものであり、これと同時に憲法起草を目的とした憲法起草委員會（主席毛澤東）も成立し、すでにその工作を開始している。

註 本選舉法については、現在までのところ、例えば、現代中國學會編集「現代中國」第十七號所載本橋渥「中國の新選舉法」、三月二十五日附毎日新聞・四月九日附朝日新聞などに簡單な解説が行われているにすぎない。また新中國側の資料も若干見受けられるが、そのなかでとくに重要なものは、三月三日附北京人民日報所載の鄧小平「中華人民共和國全國人民代表大會及び地方各級人民代表大會選舉法草案に關する説明」（二月十一日中央人民政府委員會における報告）である。

二

中華人民共和國全國人民代表大會及び地方各級人民代表大會選舉法

中華人民共和國全國人民代表大會 及び地方各級人民代表大會選舉法

（一九五三年二月十一日中央人民政府委員會）
（第二十二次會議通過）

第一章 總 則

第一條 中國人民政治協商會議共同綱領第十二條に據り、中華人民共和國全國人民代表大會及び地方各級人民代表大會は、各民族人民が普通選舉の方法によつてこれをつくりだす。

第二條 全國人民代表大會の代表、省・縣・鄉（鎮）各級人民代表大會の代表、市・市轄區人民代表大會の代表及び各民族自治區人民代表大會の代表は、すべて現行の行政區劃によつてこれを選挙する。

第三條 全國人民代表大會の代表、省・縣及び區を設けている市の人民代表大會の代表は、その一級下の人民代表大會がこれを選挙する。鄉・鎮・市轄區及び區を設けていない市の人民代表大會の代表は選舉民が直接これを選挙する。

第四條 年令滿十八才に達した中華人民共和國公民は、民族及び種族・性別・職業・社會的出身・宗教信仰・教育程度・財産の狀況及び居住期間の區別なく、ひとしく選舉權及び被選舉權を有する。

婦人は男子と同等の選舉權及び被選舉權を有する。

第五條 左記事情の one があるものは、選舉權及び被選舉權を有しな

い。

一、法によりまだ身分を變えていない地主階級分子

二、法により政治的權利を剝奪されている反革命分子

三、その他法により政治的權利を剝奪されているもの

四、精神病患者

第六條 一人の選舉民はただ一個の投票權を有する。

第七條 人民武裝部隊及び國外華僑は、單獨に選舉を行うことができる。その選舉方法は別にこれを定める。

第八條 全國人民代表大會及び地方各級人民代表大會の選舉經費は、國庫がこれを支給する。

第二章 地方各級人民代表大會代表の定數

第一節 鄉・鎮

第九條 鄉・鎮人民代表大會代表の定數は次の如くである。人口二千人以下のものは代表十五人乃至二十人を、人口が二千人を超えるものは代表二十人乃至三十五人を選挙する。

人口がとくに少い鄉・鎮では、代表の定數を十五人より少くすることができ、ただし少くとも七人より少くすることはできない。人口がとくに多い鄉・鎮では、代表の定數を三十五人より多くすることができる。ただし多くとも五十人を超えることはできない。

第二節 縣

第十條 縣人民代表大會代表の定數は次の如くである。人口二十萬人以下のものは代表百人乃至二百人を、人口が二十萬人を超える

ものは代表二百人乃至三百五十人を選挙する。

人口及び郷の數がとくに少い縣では、代表の定數を百人より少くすることができる。ただし少くとも三十人より少くすることはできない。人口及び郷の數がとくに多い縣では、代表の定數を三百五十人より多くすることができる。ただし多くとも四百五十人を超えることはできない。

第十一條 各郷の選舉すべき縣人民代表大會代表の定數は次の如くである。人口二千人以下のものは代表一人を、人口が二千人を超え六千人までのものは代表二人を、人口が六千人を超えるものは代表三人を選挙する。

人口及び郷の數がとくに少い縣では、その人口が二千人以下の郷も代表二人を選挙することができる。

縣直轄の城・鎮及び縣の境域内の重要な工礦區は、人口五百人毎に代表一人を選挙する。またその人口が五百人未滿であるが二百五十人に達しているものも代表一人を選挙することができる。縣直轄の城・鎮の人口及び鎮の數がとくに多い縣では、所轄の城・鎮は人口千人毎に代表一人を選挙することができる。

第十二條 人民武裝部隊の選舉すべき縣人民代表大會代表の定數は、一人乃至五人である。

第三節 省

第十三條 省人民代表大會代表の定數は次の如くである。人口二十萬人以下のものは代表百人乃至四百人を、人口が二十萬人を超えるものは代表四百人乃至五百人を選挙する。

人口及び縣の數がとくに少い省では、代表の定數を百人より少く

することができ、ただしくとも五十人より少くすることはできない。人口及び縣の數かとくに多い省では、代表の定數を五百人より多くすることができる。ただし多くとも六百人を超えることはできない。

第十四條 各縣の選舉すべき省人民代表大會代表の定數は次の如くである。人口二十萬人以下のもは代表一人乃至三人を、人口が二十萬人を超え六十萬人までのものは代表二人乃至四人を、人口が六十萬人を超えるものは代表三人乃至五人を選舉する。省直轄の市・鎮及び省の境域内の重要な工礦區は、人口二萬人毎に代表一人を選舉する。またその人口が二萬人未滿であるが一萬人に達しているものも代表一人を選舉することができる。

第十五條 人民武裝部隊の選舉すべき省人民代表大會代表の定數は三人乃至十五人である。

第四節 市

第十六條 市人民代表大會代表の定數は次の如くである。人口十萬人以下のものは五百人乃至千人毎に代表一人を、人口が十萬人を超え三十五萬人までのものは千人乃至二千人毎に代表一人を、人口が三十五萬人を超え七十五萬人までのものは二千人乃至三千人毎に代表一人を、人口が七十五萬人を超え百五十萬人までのものは三千人乃至五千人毎に代表一人を、人口が百五十萬人を超えるものは五千人乃至七千人毎に代表一人を選舉する。

市人民代表大會代表の定數は、少くとも五十人より少くすることはできず、多くとも八百人を超えることはできない。

郊區の一人の代表が代表する人口數は、市區の一人の代表が代表

する人口數より多くなければならない。

第十七條 人民武裝部隊の選舉すべき市人民代表大會代表の定數は二人乃至十人である。

第十八條 市轄區人民代表大會代表の定數は次の如くである。人口五百人乃至二千人毎に代表一人を選舉する。ただし代表の總數は少くとも三十五人より少くすることはできず、多くとも二百人を超えることはできない。

第三章 全國人民代表大會代表の定數

第十九條 全國人民代表大會の代表は、省人民代表大會、中央直轄市及び人口五十萬人以上の省轄工業市の人民代表大會、中央直轄の少數民族行政單位、人民武裝部隊及び國外華僑がこれを選舉する。

第二十條 各省の選舉すべき全國人民代表大會代表の定數は、人口八十萬人毎に代表一人を選舉する。

人口のとくに少い省でも、代表定數を三人より少くすることはできない。

中央直轄市及び人口五十萬人以上の省轄工業市の選舉すべき全國人民代表大會代表の定數は、人口十萬人毎に代表一人を選舉する。

第二十一條 全國の少數民族の選舉すべき全國人民代表大會代表は百五十人である。

第二十二條 人民武裝部隊の選舉すべき全國人民代表大會代表は六十人である。

第二十三條 國外華僑の選舉すべき全國人民代表大會代表は三十人である。

第四章 各少数民族の選舉

第二十四條 全國の少数民族の選舉すべき全國人民代表大會代表百五十人の定數の配分は、中央人民政府が國內の各少数民族の人口、分布などの情況を參酌してこれを規定する。

前項の規定のほかに、少数民族選舉民が全國人民代表大會代表に當選したときは、百五十人の定數のなかに算入しない。

第二十五條 全國人民代表大會の少数民族代表の選舉は次の如くである。中央直轄の少数民族行政單位の代表は各該行政單位が選出し、その他の地區の少数民族の代表は各省・市人民代表大會が選出する。

第二十六條 地方各級人民代表大會の少数民族代表の定數は、すべて本法第二章各節に規定する代表定數のなかにふくまれる。

第二十七條 地方各級人民代表大會で、その境域内に少数民族の聚居區のあるものは、聚居する少数民族ごとにひとしく代表を出席させなければならない。

一、境域内に聚居する同一少数民族の總人口數が境域内の總人口數の百分の十以上をしめるときは、本法第三章の代表定數の規定により、その一代表の代表する人口數はその地の人民代表大會の一代表の代表する人口數に相當しなければならぬ。

二、境域内に聚居する同一少数民族の總人口數が境域内の總人口數の百分の十に達しないときは、その一代表の代表する人口數

は斟酌してその地の人民代表大會の一代表の代表する人口數より少くすることができるが、少くとも二分の一より少くしないことを原則とする。ただし人口のとくに少いものも代表一人を出さなければならない。

三、前項の規定の要求により、各該級人民代表大會代表の定數が本法第二章各節の規定を超過したときは、上級人民政府に報告して許可をえなければならない。

第二十八條 各民族自治區の各級人民代表大會代表の定數は、すべて各該民族自治區の行政上の地位及び人口數によつて適當な規定をつくり、一級上の人民政府に許可を申請する。

第二十九條 各民族自治區各級人民代表大會の、境域内に聚居するその他の少数民族代表の選舉には、第二十七條の規定を適用する。

各民族自治區及び各少数民族聚居區の各級人民代表大會の、境域内に聚居する漢族人民代表の選舉には、同様に第二十七條の規定を適用する。

第三十條 散居するすべての少数民族分子は、ひとしく各級人民代表大會代表の選舉に参加する。選舉すべき代表の定數は人口比例を基礎とし、その一代表が代表する人口數はその地の人民代表大會の一代表が代表する人口數より少くすることができる。ただし一樣に二分の一より少くすることはできない。

各民族自治區及び各少数民族聚居區の各級人民代表大會の、境域内に散居する漢族人民代表の選舉には、前項の規定を適用する。

第三十一條 各民族自治區の各級人民代表大會で、郷・鎮・市轄區

及び區を設けていない市の人民代表大會に相當するものの代表は、選舉民が直接に選舉する。その他の各級人民代表大會の代表は、すべてその一級下の人民代表大會がこれを選舉する。

少數民族が境域内に聚居している地方各級人民代表大會の少數民族代表の選舉には前項の規定を適用する。

第三十二條 少數民族が境域内に居住している郷・鎮・市轄區及び區を設けていない市の人民代表大會代表の選舉については、各少數民族選舉民がその地の民族關係及び居住情況にてらして單獨に選舉を行うことも、また連合選舉を採用することもできる。

各民族自治區及び各少數民族聚居區の各級人民代表大會の、境域内に聚居或は散居している漢族人民代表の選舉には前項の規定を適用する。

第三十三條 少數民族の選舉に關係あるその他の事項は、すべて本法の關係各條の規定を参照してこれを處理する。

第三十四條 少數民族地區でまた普通選舉を實行する條件をそなえていないものについては、その選舉方法は上級人民政府が別にこれを定める。

第五章 選舉委員會

第三十五條 中央人民政府及び地方各級人民政府のもとに中央及び地方各級選舉委員會を成立させる。中央及び地方各級選舉委員會は全國及び地方各級人民代表大會の選舉事項を處理する機關である。

中央選舉委員會は中央人民政府委員會がこれを任命する。地方各

級選舉委員會は一級上の人民政府がこれを任命する。
第三十六條 中央及び地方各級選舉委員會の組織は次の如くである。

一、中央選舉委員會 主席一人、委員二十八人

二、省（市）選舉委員會 主席一人、委員八人乃至二十人

三、省轄市・市轄區及び縣の選舉委員會 主席一人、委員六人乃至十二人

四、郷（鎮）選舉委員會 主席一人、委員四人乃至八人
中央及び地方各級選舉委員會の工作人員は各該選舉委員會がこれを任命する。

第三十七條 中央選舉委員會の任務は次の如くである。

一、全國的範圍にわたつて本法の確實な執行を指導監督し、且つ本法の規定に根據して指示及び決定を發布することができる

二、地方各級選舉委員會の工作进行を指導する

三、選舉民登録表、選舉民證及び各級人民代表大會代表の當選證書の法式及び各級選舉委員會の印章の形式を規定する

四、選舉中の違法行為に對する檢舉及び控告を受理し、且つ最後の處理の決定を行う

五、全國人民代表大會の當選代表を登録し、代表名簿を公布し、且つ當選證書を發行する

第三十八條 省・縣及び區を設けている市の選舉委員會の任務は次の如くである。

一、各該所屬區域内において本法の確實な執行を監督する

二、下級選舉委員會の工作进行を指導する

三、各該所屬區域内の選舉中の違法行爲に對する檢舉と控告を受理し、且つ處理の決定を行う

四、各該級人民代表大會の當選代表を登録し、代表名簿を公布し、且つ當選證書を發行する

第三十九條 郷・鎮・市轄區及び區を設けていない市の選舉委員會の任務は次の如くである。

一、各該所屬區域内において本法の確實な執行を監督する

二、選舉人の登録、及びその名簿の審査公布

三、各該所屬區域内の選舉人名簿に對する異議の訴を受理し、且つ處理の決定を行う

四、代表候補者の登録及びその名簿の公布

五、選舉人の居住狀況に應じて選舉區域を劃定する

六、選舉期日及び選舉方法を規定し、選舉大會を召集し主宰する

七、選舉民證を發行する

八、票數を計算し、當選代表を確定し、代表名簿を公布し、且つ當選證書を發行する

第四十條 選舉後に、各級選舉委員會は選舉に關する全文件を各該級人民政府に送つて保存させ、且つ迅速に上級人民政府及び上級選舉委員會に對して選舉の總括報告を行わなければならない。

第四十一條 選舉委員會の工作が全部完成した後に、選舉委員會は直ちに解散する。

第六章 選舉民の登録

第四十二條 郷・鎮・市轄區及び區を設けていない市の選舉委員會

は、選舉前に選舉民の登録を處理し、且つ選舉民證を發行しなければならない。

第四十三條 一人の選舉民はただ一度登録を行うことができる。

第四十四條 選舉人名簿は選舉の三十日前にこれを公布しなければならない。

第四十五條 公布した選舉人名簿に對して異議のあるものは、選舉委員會に訴を提出することができる。選舉委員會は五日以内に處理の決定を行わなければならない。提訴人がその處理に對して不服のときは、人民法廷或は人民法院に訴訟を提起することができる。人民法廷或は人民法院の判決は最後決定である。

第四十六條 選舉民が選舉期間中に住所を變更したときは、舊地の選舉委員會の移轉證明を取得した後に、直ちに新居住地點の選舉人名簿に登録されなければならない。

第七章 代表候補者の提出

第四十七條 全國及び地方各級人民代表大會の代表候補者は、すべて選舉區域或は選舉單位にてらしてこれを提出する。

中國共產黨・各民主黨派・各人民團體及び上述の各黨派・團體に屬さない選舉民或は代表は、すべて選舉區域或は選舉單位にてらして連合して或は單獨に代表候補者名簿を提出することができる。

第四十八條 全國及び地方各級人民代表大會の同一級の代表候補者は、一つの選舉單位或は一つの選舉區域内においてのみ選舉されるものとする。

第四十九條 地方各級人民代表大會が上級の人民代表大會代表を選挙するとき、その代表候補者は各該級人民代表大會の代表に限られない。

第五十條 代表候補者の名簿はまゝもつて公布しなければならない。

第五十一條 選挙するものは代表候補者名簿にてらして投票するともできるし、また別に自己の希望するその他のいかなる選挙民を選挙しても差支えない。

第八章 選挙手續

第五十二條 郷・鎮・市轄區及び區を設けていない市の人民代表大會代表の選挙は、上級人民政府の決定に根據し、期日を定めてこれを舉行しなければならない。

第五十三條 郷・鎮・市轄區及び區を設けていない市の人民代表大會代表の選挙は、選挙民の居住状況にてらして若干の區域に劃分し、各個に選挙大會を開いてこれを行うことができる。

第五十四條 郷・鎮・市轄區及び區を設けていない市の各選挙大會は、選挙委員會の代表が出席してはじめて、舉行することができる。選挙大會の主席團は三人から構成され、選挙委員會の代表は主席團の當然主席となり、その他の二人は大會がこれを推選する。地方各級人民代表大會が一級上の人民代表大會代表の選挙を行うときは、各該級人民代表大會主席團がこれを主宰する。

第五十五條 郷・鎮・市轄區及び區を設けていない市の人民代表大會代表と縣人民代表大會に出席する郷・鎮の代表の選挙には、學

手をもつて投票にかえる方法を採用し、また無記名投票の方法を採用することもできる。

縣以上の各級人民代表大會の選挙には無記名投票の方法を採用する。

選挙するものが文盲か或は不具のため投票用紙に記入することができないときは、その他の選挙人に代筆を依頼することができる。

第五十六條 選挙大會及び各級人民代表大會は、選挙民或は代表の過半数が出席してはじめて開會し選挙を行うことができる。出席選挙民或は代表が過半数に足りないときは、選挙委員會或は主席團が期日を定めて第二次大會を召集し選挙を行わなければならない。ただし第二次でなお過半数に足りないときは、直ちに選挙を行わなければならない。

第五十七條 投票終了後、大會の推選した投票集計人が投票人数と票数とを調査し、記録をつくり、且つ大會主席が署名する。

第五十八條 毎回の選挙で投票した票数が投票人数より多いときは無効であり、投票人数より少いときは有効である。一枚の投票用紙の選挙した人数が規定の人数より多いときは無効であり、規定の人数より少いときは有効である。

第五十九條 各級人民代表大會代表の候補者は出席選挙民或は代表の半数以上の投票を獲得したときに、はじめて當選することができる。候補者の獲得した投票が半数に足りないときは、別に選挙を行わなければならない。

第六十條 選挙の結果は、選挙委員會或は主席團が本法に根據して

有效か否かを確定し、且つこれを宣布する。

第六十一條 代表の在任期間中、その多数の選挙民或はその選挙地位が更迭しなければならぬと認めるときは、法定手續にてらしこれを撤回し、补缺選挙を行うことができる。

第九章 選挙破壊に對する制裁

第六十二條 およそ暴力・脅迫・詐欺・賄賂等の非法手段によつて選挙を破壊し或は選挙民が自由にその選挙權及び被選挙權を行使することを妨害したときはすべて違法行為に屬し、人民法院或は人民法廷が二年以下の刑事處分を行わなければならない。

第六十三條 各級人民政府及び選挙委員會の人員が選挙文件を偽造し或は票數を虚報しごまかしを行う等の違法行為を犯したときは、人民法院或は人民法廷が三年以下の刑事處分を行わなければならない。

第六十四條 選挙中の違法行為については、いかなる人も、均しく選挙委員會或は人民政府の司法機關に對して檢舉・控告の權を有する。いかなる機關、或は個人も均しく壓制・報復の行為を行うことはできない。違反するときは人民法院或は人民法廷が三年以下の刑事處分を行わなければならない。

第十章 附 則

第六十五條 省(市)人民政府は本法に根據して選挙實施細則を制定し、中央人民政府に報告して許可をうるものとする。

第六十六條 本法は中央人民政府委員會を通過した後に公布施行す

る。その解釋權は中央選挙委員會に屬する。

中央人民政府命令

ここに中華人民共和國全國人民代表大會及び地方各級人民代表大會選舉法を公布施行する。

一九五三年三月一日

主席 毛澤東

註

本選挙法及び中央人民政府命令は一九五三年三月二日附解放日報に據つた。なお機會があれば他日本選挙法の解説を試みたいと考えている。

(四・一〇)